



弁論更新に際し原告より意見陳述、2名を証人に採用

5月23日 JAL 整理解雇裁判報告 その①

5月23日、JAL 整理解雇裁判（乗員）の控訴審第3回口頭弁論東京高裁 101号法廷において行われました。今回は、3人いる裁判官の内1人が交代したことから弁論更新手続きが行われ、原告代理人より改めて主張点を整理して意見陳述を行いました。また証人の採否では、7名申請した証人の内、2名が採用されました。

原告側よりポイントについて意見陳述

新しく加わった裁判官に原告団の主張を正確に伝えるべく、原告側代理人（2名）より意見陳述を行いました。

～原告代理人の意見陳述概要～

- JALの整理解雇は4要件を無視した権利の濫用であり無効であることを改めて整理し陳述しました。
- 年齢の高い、技術と経験を有する乗員や、安全運航のために病欠欠勤した乗員を解雇することは、安全を全く考慮しない不当な解雇。
 - 人員削減目標も超過して達成し、経営状況も十分に利益があるなかで、解雇の必要性はなかった。
 - ILO 勧告が出され、第87、98号条約に違反とし、更には“民主的な交渉によって解決する”という観点からも本件整理解雇に相当性は認められないと述べ、ILOが裁判所の判断を注視している。
 - 管財人らは更生計画開始時点の労使交渉で、人員削減は自然減やワークシェア等で行い、整理解雇しないと明言していた。しかし、8ヶ月後の9月27日に突然、整理解雇を打出し、退職強要の面談を強行した。
 - 経営は自らの解雇回避策を示さず、他方、組合側から希望退職枠の拡大、一時帰休、ワークシェアなどの回避策を提案していたにもかかわらず、門前払いもしくは無視した。
 - 9月27日から解雇を強行した12月9日までの73日間に解雇回避に向けた労使交渉は実質的に行われなかった。会社が示して来た解雇基準は、その適用の経過も含め労働組合の中心メンバーを囲い込むためのものであり、不当労働行為であった。
 - 機長の削減は、会社が必達目標と主張していた130名をすでに超過達成し154名の退職者がいたにもかかわらず、さらに18名の機長を解雇した事実は、「何人」削減するかではなく、「誰」を解雇するかの視点があった事を明らかにした。

証人に原告団長と日航乗員組合副委員長

今回の弁論は、乗員裁判における証人採否が言い渡される重要な局面でもありました。JAL 原告団が申請した7人の証人のうち2名が証人採用されました（山口原告団長と日本航空乗員組合の三星副委員長）。残る5名証人については、本法廷では、採否が明らかにされていません。